

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、子ども・子育て支援法等に基づく保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うために「総合福祉システム」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
- ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等関連法に基づき、保育園等の入園に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、利用者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 ②申込等に係る書類審査及び入所選考 ③入所決定及び保育料決定 ④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑥保留、待機児童の管理</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム(保育料)情報ファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
総合福祉システム(保育料)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、127項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】17、20、155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども子育て健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	こども子育て健康部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、必ず複数人での確認を行い、その上で所属長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人為的ミスを防止するために、特定個人情報を含む書類の扱いに細心の注意を払い、常に複数人で管理状況を確認できるようにしている。なお、文書等の廃棄を行う際にも同様の対策を講じているほか、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p> <p>以上の点を踏まえ、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	

9. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手することができないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、情報提供ネットワークシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	評価書名	子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年3月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	甲斐市は、児童福祉法に基づく保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	甲斐市は、子ども・子育て支援法等に基づく保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年3月13日	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務を行うために「住民基本台帳システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員や委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの検索権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止、記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務を行うために「総合福祉システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。 	事後	
平成29年3月13日	I . 1. ①事務の名称	子ども・子育てに関する事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I . 1. ②事務の概要	<p>・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理</p> <p>②申込等に係る書類審査及び入所選考</p> <p>③入所決定及び保育料決定</p> <p>④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付</p> <p>⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理</p> <p>⑥保留、待機児童の管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等関連法に基づき、保育園等の入園に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、利用者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理</p> <p>②申込等に係る書類審査及び入所選考</p> <p>③入所決定及び保育料決定</p> <p>④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付</p> <p>⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理</p> <p>⑥保留、待機児童の管理</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	事後	
平成29年3月13日	I . 2. 特定個人情報ファイル名	総合福祉システム(保育料)	総合福祉システム(保育料)情報ファイル	事後	
平成29年3月13日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項 平成26年内閣府・総務省令第5号第8条	番号法第9条第1項 別表第一 8、94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条	事後	
平成29年3月13日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】9,10,11,12,15項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】8,9,10条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】13、16、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】なし 【情報照会】第10条の3、第12条、第59条の2	事後	
平成29年3月13日	I . 5. ①部署	福祉健康部 子育て支援課	子育て健康部 子育て支援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I . 5. ②所属長	福祉健康部 子育て支援課長 小宮山正美	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	事後	
平成29年3月13日	I . 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	I . 8. 連絡先	福祉健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692(直通)	事後	
平成29年3月13日	II . 1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II . 2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I . 5. ②所属長の役職名	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	子育て健康部 子育て支援課長	事後	
令和1年6月20日	II . 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II . 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV.リスク対策				
令和3年1月4日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II . 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II . 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年9月1日	I . 4. ②法令上の根拠中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年5月30日	I . 4. ②法令上の根拠中	第59条の2	第59条の2の2	事後	
令和7年4月1日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8、94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条	番号法第9条第1項 別表9、127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条	事前	
令和7年4月1日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】13、16、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】なし 【情報照会】第10条の3、第12条、第59条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】17、20、155項	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和7年4月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署	①子育て健康部 子育て支援課 ②子育て健康部 子育て支援課長	①こども子育て健康部 子育て支援課 ②こども子育て健康部 子育て支援課長	事前	
令和7年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原 2610 電話:055-278-1692(直通)	こども子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原 2610 電話:055-278-1692(直通)	事前	
令和7年9月12日					システム標準化に伴う評価の再実施